時間帯別電灯[夜間８時間型]、時間帯別電灯[夜間 10 時間型]、季節別時間帯別電灯、ピーク抑制型季節別時間帯別電灯、

低圧高負荷契約、深夜電力、第２深夜電力の供給条件における重要事項

１．適用範囲、契約の成立、契約期間

（１）当プランは、[需給約款（低圧）]の適用を受け、かつ、それぞれ選択約款の時間帯別電灯[夜間８時間型]、時間帯別電灯[夜間 10 時間型]、季節別時間帯別電灯、ピーク抑制型季節別時間帯別電灯、低圧高負荷契約、深夜電力、第２深夜電力の適用を受けているお客さまに適用いたします。

（２）需給契約は、お客さまからのお申込みを東京電力エナジーパートナー株式会社（以下、東京電力）が承諾したときに成立いたします。

（３）契約期間は、契約が成立した日から、お客さままたは東京電力が契約を解約する日までといたします。ただし、お客さまの需要場所が、電気事業法第 20 条の２第１項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、原則として、当該指定区域に対し離島等供給が開始される日の前日といたします。

２．供給電気方式、供給電圧、周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相２線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には交流３相３線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、群馬県の一部においては、標準周波数 60 ヘルツといたします。

３．契約容量・契約電力

（１）時間帯別電灯[夜間８時間型]、時間帯別電灯[夜間 10 時間型]、季節別時間帯別電灯、ピーク抑制型季節別時間帯別電灯

契約容量は、お客さまのお申し出によって定めます。この場合、原則として、契約電流に応じてアンペアブレーカーまたは電流を制限する計量器を設置いたします。お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合は、契約主開閉器の定格電流にもとづき以下算定式により算定いたします。

主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1／1,000

なお、夜間蓄熱式機器を使用時は配線の状況に応じ、夜間蓄熱式機器の容量と一般負荷容量の見合いによって算定する場合があります。

（２）低圧高負荷契約

契約電力は、電灯または小型機器と動力の基準電力をそれぞれ算出し、その合計といたします。電灯または小型機器の基準電力は ３（１）のとおり算定し、動力の基準電力は次のいずれかの方法により算定いたします。

・ 契約主開閉器により算定する場合

主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1.732×1／1,000

・ 契約負荷設備容量により算定する場合

お客さまに設定いただく契約負荷設備の総容量に一定の係数を乗じて算定いたします。

（３）深夜電力Ａ、深夜電力Ｂ、第２深夜電力

深夜電力Ａの契約電力は、0.5kW といたします。深夜電力Ｂおよび第２深夜電力の契約電力は、お客さまにあらかじめ設定いただく契約負荷設備の総容量といたします。

４．料金表

(*)2026 年 11 月１日より料金単価の見直しをいたします。

なお、単価変更日を含む電気料金については、日割計算いたします。

（１）時間帯別電灯[夜間８時間型]（おトクなナイト８）

(税込)

			単位	料金 【2026/10/31 まで】	料金 【2026/11/1 以降】
基本料金	6kVA まで		１契約	1,474 円 50 銭	1,956 円 36 銭
	6kVA をこえ 10kVA まで			2,457 円 50 銭	3,260 円 60 銭
	上記をこえる 1kVA につき			311 円 75 銭	392 円 06 銭
電力量料金	昼時間（7 時～23 時）	最初の 90kWh まで	1kWh 毎	31 円 80 銭	31 円 85 銭
		90kWh をこえ 230 kWh まで		39 円 10 銭	39 円 15 銭
		上記超過		43 円 62 銭	43 円 67 銭
	夜時間（23 時～翌７時）			28 円 85 銭	28 円 90 銭
最低月額料金			１契約	330 円 44 銭	330 円 44 銭

（2）時間帯別電灯[夜間 10 時間型]（おトクなナイト 10）

(税込)

			単位	料金 【2026/10/31 まで】	料金 【2026/11/1 以降】
基本料金	6kVA まで		1 契約	1,474 円 50 銭	1,956 円 36 銭
	6kVA をこえ 10kVA まで			2,457 円 50 銭	3,260 円 60 銭
	上記をこえる 1kVA につき			311 円 75 銭	392 円 06 銭
電力量料金	昼時間 （8 時～ 22 時）	最初の 80kWh まで	1kWh 毎	33 円 78 銭	33 円 83 銭
		80kWh をこえ 200kWh まで		41 円 76 銭	41 円 81 銭
		上記超過		46 円 71 銭	46 円 76 銭
	夜時間（22 時～翌 8 時）			28 円 99 銭	29 円 04 銭
最低月額料金			1 契約	330 円 44 銭	330 円 44 銭

（3）季節別時間帯別電灯（電化上手）

(税込)

			単位	料金 【2026/10/31 まで】	料金 【2026/11/1 以降】
基本料金	6kVA まで		1 契約	1,474 円 50 銭	1,956 円 36 銭
	6kVA をこえ 10kVA まで			2,457 円 50 銭	3,260 円 60 銭
	上記をこえる 1kVA につき			311 円 75 銭	392 円 06 銭
電力量料金	昼時間 （10 時～17 時）	夏季※1	1kWh 毎	43 円 93 銭	43 円 98 銭
		その他季※1		40 円 44 銭	40 円 49 銭
	朝時間（7 時～10 時）、 晩時間（17 時～23 時）			35 円 87 銭	35 円 92 銭
	夜時間（23 時～翌 7 時）			28 円 85 銭	28 円 90 銭
最低月額料金			1 契約	330 円 44 銭	330 円 44 銭

※1　夏季は 7 月～9 月、その他季は 10 月～翌 6 月となります。

（4）ピーク抑制型季節別時間帯別電灯（ピークシフトプラン）

(税込)

			単位	料金 【2026/10/31 まで】	料金 【2026/11/1 以降】
基本料金	6kVA まで		1 契約	1,474 円 50 銭	1,956 円 36 銭
	6kVA をこえ 10kVA まで			2,457 円 50 銭	3,260 円 60 銭
	上記をこえる 1kVA につき			311 円 75 銭	392 円 06 銭
電力量料金※1	夏季	13 時～16 時	1kWh 毎	54 円 53 銭	54 円 58 銭
		7 時～13 時、 16 時～23 時		38 円 93 銭	38 円 98 銭
		23 時～翌 7 時		28 円 85 銭	28 円 90 銭
	その他季	7 時～23 時		38 円 93 銭	38 円 98 銭
		23 時～翌 7 時		28 円 85 銭	28 円 90 銭

※1　夏季は 7 月～9 月、その他季は 10 月～翌 6 月となります。

（5）低圧高負荷契約

(税込)

			単位	料金 【2026/10/31 まで】	料金 【2026/11/1 以降】
電灯	基本料金		1kW 毎	1,282 円 95 銭	1,369 円 50 銭
	電力量料金 ※1	夏季	1kWh 毎	28 円 68 銭	28 円 73 銭
		その他季		26 円 98 銭	27 円 03 銭
動力	基本料金		1kW 毎	1,282 円 95 銭	1,369 円 50 銭
	電力量料金 ※1	夏季	1kWh 毎	28 円 68 銭	28 円 73 銭
		その他季		26 円 98 銭	27 円 03 銭

※1　夏季は 7 月～9 月、その他季は 10 月～翌 6 月となります。

（6）深夜電力 A、深夜電力 B

(税込)

		単位	料金 【2026/10/31 まで】	料金 【2026/11/1 以降】
A	基本料金	1 契約	329 円 19 銭	369 円 35 銭
	電力量料金	1kWh 毎	28 円 85 銭	28 円 90 銭
B	基本料金	1kW 毎	649 円 12 銭	729 円 43 銭
	電力量料金	1kWh 毎	28 円 85 銭	28 円 90 銭

（7）第 2 深夜電力

(税込)

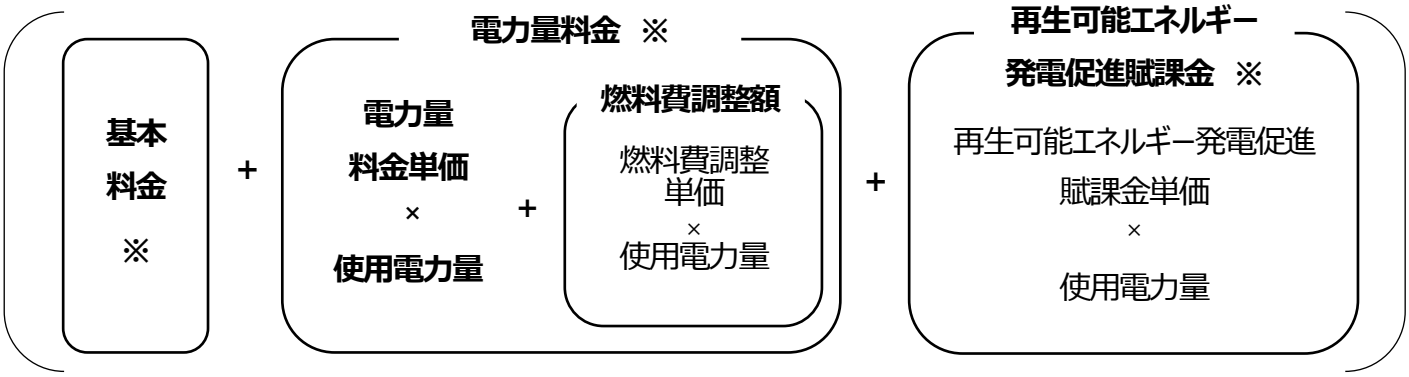
	単位	料金 【2026/10/31 まで】	料金 【2026/11/1 以降】
基本料金	1kW 毎	539 円 12 銭	619 円 43 銭
電力量料金	1kWh 毎	27 円 86 銭	27 円 91 銭

5. 請求金額の計算方法等

（1）請求金額等のご案内

月々の料金、使用電力量、その他お客さまへのご案内事項は、東京電力よりＷｅｂサービスを通じてご案内いたします。

（2）料金の計算方法



※ 円未満切り捨て

・契約電流、契約容量または契約電力の大きさで決まる基本料金と、使用電力量に応じて計算する電力量料金に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算して算定いたします。

・電力量料金には、燃料費調整額が含まれます。燃料費調整額は燃料費調整単価に使用電力量を乗じて算定いたします。なお、燃料費調整額はマイナスとなる場合もあります。

・燃料費調整単価は次のとおり算定し、火力燃料（原油・ＬＮＧ・石炭）の価格変動に応じて毎月自動的に変動いたします。この変動に上限はありません。毎月分の燃料費調整単価は、東京電力のホームページ（https://www.tepco.co.jp/ep/private/fuelcost2/index-j.html）にてお知らせいたします。

燃料費調整単価＝（平均燃料価格（※）－基準燃料価格）×基準単価÷1,000

（※）Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ。なお、Ａ・Ｂ・Ｃは、各平均燃料価格算定期間における、

（Ａ） 平均原油価格（kl）、（Ｂ）平均ＬＮＧ価格（t）、（Ｃ）平均石炭価格（t）をいいます。

燃料費調整諸元		単位	
基準燃料価格		1kl	86,100 円
換算係数	α（原油）	－	0.0048
	β（LNG）	－	0.3827
	γ（石炭）	－	0.6584
基準単価（税込）	低圧（従量制）	1kWh	18.3 銭

・まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額となります。

・お客さまが支払期日を経過してなお料金をお支払いいただけない場合は、東京電力は支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けることがあります。

・ 料金の算定期間は、原則として前月の計量日または検針日から当月の計量日または検針日の前日までの期間といたします。なお、計量日とは記録型計量器（スマートメーター）に最大需要電力および使用電力量等が記録される日で、地区番号を基準に毎月一定の日（お客さまによって異なります。）となります。ただし、お客さまが電気の使用を開始（または解約）した場合や、契約内容の変更等により料金に変更があった場合は使用日数に応じて日割計算いたします。

・ 使用電力量の計量は、一般送配電事業者または配電事業者（以下、一般送配電事業者等）が計量した値をもとにいたします。ただし、計量器の故障等によって使用電力量等を正しく計量できなかった場合は、お客さまとの協議によって定めます。(*)

(*)2026 年 11 月 1 日より以下のとおり見直しいたします。

ただし、計量器の故障等によって使用電力量等を正しく計量できなかった場合は、東京電力と一般送配電事業者等との協議によって定めます。

（3）料金の支払義務および支払期日

お客さまの料金の支払義務は、一般送配電事業者等が計量した値を東京電力が受領し東京電力にて料金の請求が可能となった日（以下、請求日）に発生いたします。料金の支払期日は、原則として請求日の翌日から起算して 30 日目といたします。(*)ただし、お客さまと東京電力との協議によって東京電力が継続して他の契約の料金と一括して請求することとした場合の支払期日は、請求する料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日またはお客さまと東京電力との協議によって定めた毎月一定の日の翌日から起算して 30 日目といたします。支払期日はあらかじめお知らせいたします。

(*)2026 年 11 月 1 日より以下のとおり見直しいたします。

お客さまの料金の支払義務は、東京電力が一般送配電事業者等からお客さまの使用電力量を受領した日に発生します。料金の支払期日は、原則として、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。

（4）料金の支払方法等

・料金は、口座振替、クレジットカード、その他東京電力の指定する方法のうち、お客さまにご指定いただいた方法でのお支払いとなります。ご利用いただける支払方法は、東京電力のホームページでご案内しております。なお、新たに口座振替またはクレジットカードでのお支払いを希望された場合、手続きが完了するまでは振込みでのお支払いとなります。ただし、新しいプランへの切替前のご契約先が東京電力の場合は、手続きが完了するまでは切替前のご契約の支払方法が継続されます。振込みでのお支払いとなる場合、5 （5）で定める手数料を申し受けます。

・工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、東京電力の指定する方法でのお支払いとなります。

（5）各種手数料

電気料金とあわせて、次の手数料を申し受けます。

・SMS 選択払いまたは振込みによりお支払いいただく場合、220 円（税込）/月の手数料を申し受けます。

・検針票（領収証含む。）の郵送を希望される場合、110 円（税込）/月の手数料を申し受けます。

6. 東京電力からの申し出による契約の解約

（1）お客さまが次のいずれかに該当する場合には、契約を解約することがあります。

・ 料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

・ 他の契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

・ 東京電力が定める[需給約款（低圧）]および各プランの供給条件によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、その他[需給約款（低圧）] および各プランの供給条件から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

・ 季節別時間帯別電灯を適用するお客さまが、無断で夜間蓄熱式機器またはオフピーク蓄熱式電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外された場合

・ 深夜電力A、深夜電力B、第２深夜電力を適用するお客さまが、契約上電気を使用できる時間以外の時間に電気を使用された場合

（2）お客さまが次のいずれかに該当し、東京電力がその旨を警告しても改めていただけない場合には契約を解約することがあります。

・ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

・ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

・ その他、東京電力が定める[需給約款（低圧）]および各プランの供給条件の内容に反した場合

（3）契約を解約させていただく場合には、あらかじめ解約日をお伝えいたします。(*)

（4）お客さまが、あらかじめ定めた電気の使用を廃止する期日を東京電力に通知されずに、その需要場所から移転される等、電気を使用されていないことが明らかな場合には、電気を使用されていないことが明らかになった日に需給契約は消滅するものといたします。

(*)2026年11月1日より(3)は以下の見直しに加え、(5)を新設いたします。

(3)契約を解約させていただく場合には、書面の発送、電話、電子メールまたはショートメッセージサービスによりあらかじめ解約日をお伝えいたします。

(5)お客さまが正当な理由なく(3)のお知らせを受け取られない場合、東京電力はあらためて、書面の発送を書留郵便により行います。この場合、書留郵便を発送した日から２日後にお知らせをしたものとみなします。

7. 託送供給等約款の遵守

（1）お客さまの土地、または建物への立ち入りおよび調査

計量器の確認や、法令で定めるところによる保安のために必要なお客さまの電気工作物の検査等を実施するために、一般送配電事業者等または一般送配電事業者等が委託した事業者がお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

（2）保安に対するお客さまの協力

お客さまが次のいずれかについてお気づきの場合には、すみやかに一般送配電事業者等にご連絡くださいますようご協力ください。

・電気の供給に必要な電気工作物（電気の引込線や計量器等）に異状もしくは故障があり、または生じるおそれがある場合

・お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または生じるおそれがあり、それが一般送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがある場合

（3）供給の中止または使用の制限もしくは中止

一般送配電事業者等が定める託送供給等約款にもとづき、次の場合にはお客さまに電気のご使用を中止または制限していただく場合があります。

・一般送配電事業者等およびお客さまの電気工作物に故障が生じ、または故障が生じるおそれがある場合

・一般送配電事業者等の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合

・その他保安上必要がある場合

（4）その他、託送供給等約款に定める事項を遵守していただきます。

8. 工事費負担金等相当額の申受け等

東京電力は、一般送配電事業者等からお客さまへの電気の供給に係る工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額の請求を受けた場合、請求を受けた金額に相当する金額を、原則として一般送配電事業者等の工事着手前に申し受けます。

9. 違約金

（1）お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用され、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、その免れた金額の３倍に相当する金額を違約金として申し受けます。

（2）（1）の免れた金額は、東京電力が定める供給条件にもとづいて算定された金額と不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

（3）不正に使用した期間が確認できない場合は、６か月以内で東京電力が決定した期間といたします。

10. 信用情報の共有

東京電力は、支払期日を経過してなお料金をお支払いただけない場合、名義、住所、支払いに関する情報等について他の小売電気事業者へ提供することがあります。

11. その他

・上記に記載のない事項の取扱いは、東京電力が定める[需給約款（低圧）]および各プランの供給条件によります。

・東京電力は、[需給約款（低圧）]および各プランの供給条件の内容を変更することがあります。その場合、東京電力よりＷｅｂサービス等を通じてあらかじめご案内いたします。

・[需給約款（低圧）]および各プランの供給条件の内容は、東京電力のホームページで確認することができます。

・東京電力またはお客さまが契約の内容を変更する場合、東京電力よりＷｅｂサービス等を通じて変更後の内容のみをお知らせいたします。なお、変更または更新とならないその他の事項については、お知らせを省略する場合があります。

・東京電力は、[需給約款（低圧）]、各プランの供給条件を終了することがあります。その場合、契約終了の６か月前までにあらかじめお知らせいたします。

・季節別時間帯別電灯を適用するお客さまが、夜間蓄熱式機器またはオフピーク蓄熱式電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外しされる場合は、東京電力にお申し出いただきます。

12. 各種お手続き、お問い合わせ

契約のお手続き、契約の解約、その他ご不明・お困りの点、お問い合わせがある場合は、東京電力のＷｅｂサービスよりご連絡ください。なお、小売電気事業者の変更にともない契約を解約する場合は、一般送配電事業者等への託送契約の申込みが必要となるためお早めにお申込みください。また、停電時のご連絡先は東京電力のホームページおよびＷｅｂサービスでご案内いたします。

以 上

● 電話によるお問い合わせ

電話番号：0120－995－113　(携帯電話・ＰＨＳもご利用いただけます)

受付時間：月曜日～土曜日９：00～17:00（日・祝・年末年始を除く）

● 販売事業者

本社所在地：〒100-8560　東京都千代田区内幸町１丁目１番３号

会社名　　：東京電力エナジーパートナー株式会社（小売電気事業者登録番号：A0269）